

恵那市監査委員告示第2号

恵那市事務監査請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨について

地方自治法第75条第1項の規定に基づく恵那市事務監査請求書を受理した  
ので、同法施行令第99条において準用する同令第98条第1項の規定により、  
請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和6年2月8日

恵那市監査委員 水野泰正

恵那市監査委員 伊藤勝彦

1 請求代表者の住所氏名

住 所	氏 名
●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●

2 請求の要旨

恵那南地区中学校の一枚統合について

(1) どのように合意形成したかの根拠が明らかでない。

文科省の手引き「P18学校統合の適否に関する合意形成」「P33小規模校  
を存続させる場合の教育の充実」及び、H28市再編委員会答申書の付帯事項  
「児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、  
十分な理解や協力を得ながら進める。」に反する。

- ① 一校統合は、「いつ・どこで・誰が・どのように」決定したのか明らかになっていない。  
市教委発行Q&Aで再編委員会では「2～3校の統合も十分論議した」とあるが、その事実は議事録にない。
  - ② 恵那市教育環境等検討委員会の提案は合意形成の結果ではない。
    - ・メンバー構成が偏っている。(明智や上矢作の保護者代表が入っていない。)
    - ・H28答申の「新築・明知鉄道利用」を「増改築・スクールバス利用」に変更するにあたり所属団体や地域の意見聴取が行われていない。
  - ③ 通学時間等の検討はH28の答申(新築1校)当時のデーターを使っており、現山岡中までのシミュレーションを基に検討されていない。
  - ④ 保護者説明会や地域説明会において出た意見・質問に納得できる答弁がなされていない。
  - ⑤ 「数年たてば増築の必要がなくなるのに統合を急ぐこと」についての市民合意がなされていない。
  - ⑥ R5.2.20に開かれた総合教育会議での市長発言に「僕が判断できるだけの材料がそろった」とあるが、その材料が明らかでない。
  - ⑦ 保護者・地域説明会後に「恵那南地区中学を、いきなり1校にしないでください」の賛同署名が5904筆集まっているのは合意形成のないまま統合が進められている結果である。
  - ⑧ 市民が市長・教育長に再三、懇談を申し込むも、拒否しているのは合意形成を図ろうとする姿勢に欠ける。
- (2) 義務教育において、生徒が安全にかつ平等に教育を受ける権利が守られていない。
- ① バスで2時間以上の通学時間を要する生徒がいるのは、教育の機会均等に反する。
  - ② 冬の凍結や自然災害の危険性を検討した結果の統合ではなかった。
  - ③ 山岡中学校付近のレットゾーン指定を公表しないまま、統合を進めてきたのは安全管理を軽視している。
- (3) 恵那市の危機管理体制に問題  
山岡中学校付近が令和4年11月にレットゾーン指定されたのち、市はどのような対策を講じたか。
- (4) 「恵那市職員が賛意発言工作をした」との新聞報道にかかわる問題で、第三者を入れた調査を行っていない。